

令和5年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

与那原町監査委員

令和5年度 健全化判断比率審査意見

1 審査の概要

(1) 審査期間

令和6年8月14日

(2) 審査の方法

この健全化判断比率審査は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていることが認められた。

記

単位：%

区 分	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	備 考
① 実質赤字比率	—	—	15.0	
② 連結実質赤字比率	—	—	20.0	
③ 実質公債費比率	8.0	7.4	25.0	
④ 将来負担比率	78.9	82.1	350.0	

※「—」は、比率が算定されないもの

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率は、赤字が生じてない。
- ② 連結実質赤字比率は、赤字が生じてない。
- ③ 実質公債費比率は、8.0%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。
- ④ 将来負担比率は、78.9%となっており、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

令和5年度 資金不足比率審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の期間

令和6年8月14日

(2) 審査の方法

この資金不足比率審査は、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていることが認められた。

記

単位：%

会計の名称	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準	備考
① 水道事業会計	—	—	20.0	
② 下水道事業会計	—	—	20.0	

※「—」は、資金不足比率が算定されない（資金不足がない）もの

(2) 個別意見

- ① 水道事業会計における資金不足比率は、資金不足が生じてない。
- ② 下水道事業会計における資金不足比率は、資金不足が生じてない。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。